

【10】

新規就業者確保促進(兼業及び就業前体験等受入)支援事業実施要領

(趣 旨)

第1条 職業としての「林業」の認知度向上により、新規就業につながり得る潜在的な就業希望者の拡大に取り組むとともに、小規模林業事業者に対する人材確保対策を講じることで、林業を支える裾野の担い手となる就業者を確保するため、一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）業務細則に基づいて行なう助成事業は、この要領により実施する。

(事業の内容)

第2条 財団は、次の各項に掲げる活動等に対して助成する。

(1)受入れ支援

林業事業体が行う他産業との兼業や福祉との連携活動、林業就業前体験（インターンシップを含む）等（以下「体験活動等」という。）の受入れに対して、実施における安全を確保するために必要となる経費について助成金を交付する。

(2)交通費等支援

体験活動等に参加するために体験者が負担する経費について助成金を交付する。
ただし、シューカツ NAGANO 応援助成金交付要綱におけるインターンシップコース助成金の対象者は対象としない。

(助成対象者)

第3条 第2条(1)の助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体とする。

- (1) 他産業との連携等により、林業活動を実施する者。
- (2) 活動に当たり、安全を指導する者を配置していること。
- (3) 前項の規定にかかわらず、当該事業の対象経費に対して他の補助金又は交付金等の交付を受けている林業事業体は支援対象としない。

2 第2条(2)の助成金の交付の対象となる者は、前項に規定する林業事業体が行う林業就業前体験等に参加した個人とする。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

(助成金額対象経費等)

第5条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率及び助成金の限度額は、別表2に定めるとおりとする。

(助成対象期間)

第6条 助成事業の対象期間は、4月1日から2月28日とする。

(事業の実施)

第7条 財団理事長（以下「理事長」という。）は、様式第10-1号により事業体へ事業実施を明らかにする。

事業体は、自らが実施する体験活動等への参加者へ本事業の内容を明らかにする。

(計画承認申請)

第8条 第2条第1項(1)の事業を実施しようとする事業体は、計画承認申請書（様式第10-2号）を提出するものとする。

(計画承認)

第9条 理事長は、第8条による計画承認申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、計画が適正であると認めたときは、計画の承認（様式第10-3号）を行う。

2 理事長は、第1項の計画承認をする場合、支援金の目的達成のために必要があるときは、条件を付することができる。

(助成金交付申請)

第10条 計画の承認を受けた事業体（以下「事業実施主体」という。）は、事業が完了したときは、速やかに助成金交付申請書（様式第10-4号）を提出するものとする。

2 第2条第1項(2)の交通費等支援を希望する者は、体験活動等を終了したときは、速やかに交通費等交付申請書（様式10-4-2号）を提出するものとする。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第11条 理事長は、第10条第1項の助成金交付申請書の内容を審査し適当と認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付決定と額の確定（様式第10-5号）を行うものとする。

2 理事長は、第10条第2項の助成金交付申請書の内容を審査し適当と認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付を行うものとする。

(助成金交付請求書)

第12条 事業実施主体は、理事長から助成金の交付決定及び額の確定の通知があったとき、速やかに助成金交付請求書（様式第10-6号）を提出するものとする。

(提出期限)

第13条 事業実施主体が財団に提出する様式の提出期限は、前条までによる通知文によるものとする。

(添付書類)

第 14 条 事業実施主体が財団に提出する申請書等の添付書類は、別表 3、4 に掲げるものとする。

(支援対象経費の控除)

第 15 条 当該事業の支援対象経費について、他の団体（国等）から補助等を受けた場合は、速やかに財団へ報告するものとする。

2 その場合、他の団体（国等）の補助額等を控除した額に対し、助成基準内で助成するものとする。

(証拠書類の保存)

第 16 条 事業実施主体は、支援事業に関する証拠書類等を実施した翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(委 任)

第 17 条 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 助成対象事業

助 成 対 象 事 業	第 2 条に掲げる活動等で、次に掲げる要件の全てを満たすもの (1) 資本金又は出資金の総額が 30 億円未満であり、かつ、常時雇用する従業員が 1,000 人未満である企業等が実施するものであること。 (2) 長野県内の林業事業体で実施するものであること。 (3) 事業期間の初日が属する年度の 2 月末日までに終了したものであること、 (4) 1 日の体験活動等については、概ね 6 時間以上の体験活動等を実施したものであること。2 日以上体験活動等については、1 日当たり概ね 4 時間以上の体験活動等を 2 日以上実施したものであること。（この場合において、休憩時間は体験活動等の時間に含めるものとする。） (5) 受入れ林業事業体の広報活動（会社説明、現場見学等）又は受入れ林業事業体での体験活動等以外の活動（地域の暮らし体験、地域の課題解決に関するワーク、フィールドワーク等）のみの体験活動等でないこと。 (6) 体験活動等の提供を目的としたものであること。 (7) 労働関連法令を遵守して行われるものであること。
----------------------------	--

	(8) 国又は地方公共団体の補助を受けているものでないこと。
	(9) 受入れ林業事業体の採用選考活動（採用のために参加が必須となる活動を含む。）ではなく、受入れ林業事業体の内定者（内々定者を含む。）に対して行われるものでないこと。
	(10) 体験活動等における作業等に対価が伴うものであること。

（別表２）助成率・支援金額

区分	受入れ支援	交通費等支援
助成対象者	体験活動等実施事業体	林業就業前体験等に参加した体験者
(ア) 助成対象経費	次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体が負担する経費。 a 他産業との兼業や福祉との連携により林業活動を実施する者。 または、林業就業前体験等により林業体験を実施する者。 b 活動に当たり、安全を指導する者を配置していること。	次の各項に掲げる経費。 a 交通費 居住地と林業就業前体験等を行う事業所等とを往復するために必要な公共交通機関利用に要した経費又は自動車での移動経費（林業就業前体験等の実施に宿泊を要するときは、その宿泊先を経由するための経費を含む） b 宿泊費 林業就業前体験等の実施期間（当該期間の前日を含む。ただし、当該初日が４月１日である場合を除く。）に、林業就業前体験等を行う事業所等の近傍において滞在するために要した実費経費（ただし、食費を除く）
(イ) 助成率	10/10 以内	10/10 以内
(ウ) 助成限度額	安全指導員 1 人につき 99,000 円 ただし安全指導員の配置は受け入れ人数 3 人につき指導員 1 人分を上限とし、同一現場または同一体験者への配置日数	体験者 1 人につき①、②を合わせて 30,000 円 ① 交通費 ・公共交通機関利用の場合は実費 ・自家用車等利用の場合は移動距離 1km につき 37 円 ② 宿泊費 ・実費、ただし 1 泊につき 5,000 円を上限とする

	は 3 日を上限とする。	
--	--------------	--

(別表 1-3) 申請等の添付書類 (受入れ支援)

計画承認申請書	助成金交付申請書
・ 連携活動の予定 (別記 1) ・ 連携先の概要が分かる資料 ・ 本事業の対象となる活動における申請者と連携先との関係性が分かる資料 ・ 林業作業の内容 (作業種、場所、数量等) が分かる資料	・ 連携活動の詳細 (別記 2) ・ 作業の安全確保のための活動内容が分かる資料 (連携先等へ提示した説明資料等) ・ 作用内容、安全指導の様子が分かる写真 ・ 実施した林業作業の内容 (作業種、場所、数量、従事人員等) が分かる資料 ・ 連携作業等への報酬額が分かる資料

(別表 4) 申請等の添付書類 (交通費等支援)

助成金交付申請書
・ 連携活動の詳細 (別記 3, 4) ・ 交通費、宿泊費に係る領収書等 ・ 作業の安全確保のための活動内容が分かる資料 (林業事業体から配布された説明資料等) ・ 作用内容、安全指導の様子が分かる写真